

① 件 名

石巻市上釜ふれあい広場の指定管理者の再指定について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

石巻市上釜ふれあい広場は、旧清掃工場跡地の利活用を図り、上釜地区住民の福祉の増進及び地域の発展に寄与することなどを目的として平成 17 年 11 月に設置された。

本施設は、上釜町内会内に設置された、「石巻市上釜ふれあい広場管理運営委員会」が指定管理者として管理を行ってきたが、「上釜会館の指定管理者である上釜町内会と窓口を一本化することで今後スムーズな連絡体制等を構築したい。」との申し出があり、令和 3 年度からは指定管理者を「上釜町内会」に変更し、施設の管理運営を行ってきた。

今般、令和 7 年石巻市議会第 4 回定例会において議決を受けた第 98 号議案指定管理者の指定について、「石巻市上釜ふれあい広場運営委員会」として誤って指定したことが判明した。

【目的】

石巻市上釜ふれあい広場の指定管理者指定誤りのため、正しい指定管理者名で再度指定するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 321 号）

【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 17 年 11 月 上釜ふれあい広場設置

平成 18 年 4 月 「石巻市上釜ふれあい広場管理運営委員会」を指定管理者に指定

～平成 23 年 3 月

平成 23 年 3 月 東日本大震災により被災し使用不能となる

4 月 石巻市上釜ふれあい広場条例廃止（指定管理者の指定失効）、墓地条例の改正によって墓地となる

東日本大震災犠牲者の仮埋葬が行われる

平成 24 年 2 月 災害救助法による原状復旧工事

3 月 石巻市上釜ふれあい広場条例案議決（10 月 1 日施行）

10 月 市直営により供用再開

指定管理者指定申請書及び添付書類の受理

指定申請に基づく指定管理者の選定

平成 25 年 4 月 「石巻市上釜ふれあい広場管理運営委員会」を指定管理者に指定

～平成 28 年 3 月

平成 28 年 4 月 「石巻市上釜ふれあい広場管理運営委員会」を指定管理者に指定

～令和 3 年 3 月

令和 3 年 4 月 「上釜町内会」を指定管理者に指定

～令和 8 年 3 月

令和 7 年 10 月 令和 7 年度第 14 回庁議で指定管理者の指定について審議

12 月 「石巻市上釜ふれあい広場運営委員会」を管理者に指定する議案の議決

⑤ 主な内容

指定管理者名を訂正し、以下のとおりの内容で再度指定するもの。

- 1 施設名：石巻市上釜ふれあい広場 所在地：石巻市門脇字元明神40番地1
- 2 指定期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日
- 3 選定候補者：上釜町内会 会長 阿部 貞男
- 4 選定方法：非公募
- 5 選定理由：本施設について、令和3年度から「上釜町内会」が施設の指定管理者として、管理運営を行っている。
東日本大震災の影響により、一時的に指定管理者による管理を停止した経緯はあるものの、これまでの良好な管理実績に加え、地域住民が直接施設の管理運営を行うことが、より一層のコミュニティの醸成に寄与しており、現在の管理状況は極めて良好である。
以上の経過を踏まえ、上釜町内会を指定管理者候補者として選定する。
- 6 指定管理料：予定額1,499,000円×5年

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

地域住民が地域の施設を管理運営することにより、より一層、地域コミュニティの醸成が図られる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

⑧今後の予定及び施行予定年月日

- 令和8年2月 市議会第1回定例会に指定管理者の指定について提案
3月 基本協定書の締結
4月 年度協定の締結
管理運営開始

⑨その他